

組合と信託の違い

Q : 信託にかかる税制が改正されたようですが、信託と組合とはどう違うのですか？

A : 信託は委託者が受託者に資産を預けて、受益者のために管理処分してもらう契約で、組合は各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約するものです。

【解説】

信託とは、委託者が受託者に資産を預けて、受益者のために資産の管理処分をしてもらう契約等のことです。

信託では、委託者と受託者それに受益者が違う場合もあれば同じという場合もありますし、また、それぞれが一人の場合もありますし複数の場合もあります。

一方、組合とは、民法では、各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約することによって、その効力を生ずるものとされており、各組合員の出資その他の組合財産は、総組合員の共有に属するものとされています。

任意組合においては、複数の出資者が事業を行い、事業から生ずる損益を出資者で分配することになります。

信託の税制上の取扱いは、原則は受益者に対して課税、不当に法人税を回避するような場合は、受託者段階で課税を行う措置があります。

任意組合の税制上の取扱いは、原則として、各組合員に対して課税が行われ、損失については個人・法人一定の規制が設けられています。

